

岩手弁護士会NEWS vol.7

無料相談の期間が延長されました！！

- 震災時、岩手・宮城・福島にお住まいだった方は、被災していなくても**無料**でご相談いただけます。
- 法テラスの震災法律援助が **平成30年3月まで** 延長されました。
- 相談内容は、**震災の被害に限りません**。刑事事件を除く、法律相談が無料になります。
- 同一の相談については3回までご利用いただけます。

負債の問題・相続・公的支援・契約・労働関係・その他、お悩み事は何でも弁護士にご相談下さい。

○岩手弁護士会被災者ホットダイヤル

月～金の午後1時～午後4時 **0120-755-745**

- 面談による相談をご希望の方は、**法律相談センター（盛岡）** 019-623-5005
山田町法律相談センター 0193-81-2560

○沿岸・内陸各地でも法律相談実施中

詳しくは、岩手弁護士会HP <http://www.iwateba.jp> をご覧いただくか、019-623-5005（法律相談センター）にお問い合わせを。

待ちに待った住宅再建、契約を結ぶその前に！！

復興事業もだんだんと進み、被災者の皆さんの新たな住居の建設が始まっています。住宅再建は、未来のための一大事業！後悔しないために、トラブルに巻き込まれないように、万全を尽くしましょう！

①とことん話し合おう！

住宅建築は、業者への相談に始まり、何度も打合せを重ねて、内容を詰めていきます。

希望はできるだけ具体的に、全て伝えましょう。完成してから、「希望と違う」では救われません。細かいことでも気にせずに！業者の対応をみてから、頼むかどうかを決めるべきです。

②口約束はトラブルの元！

話し合った内容は、全て記録に残しておきましょう。

例えば、業者に打合せ記録を作成してもらいましょう。内容を確認して、正しければ署名押印をします。違っていれば次に進まないですし、記録が完成しないうちに次に進めようとする業者は信用しない方が良いでしょう。

例えば、打合わせ内容はすべて録音しましょう。記録を作らない場合はもちろん、記録を作る場合でも、話し合いは全て録音して、トラブルを防止しましょう。次の打合せまでに聞き直して、足りない部分などを確認することもできます。

③素人だって設計図書を見よう！

完成する建物のイメージは、必ず設計図書で確認を！確認しないで契約すると、完成後に「注文と違う！」というトラブルに！

業者は、詳細な設計図書がなければ見積も出せないはず。図書を出したがない業者には要注意です。

業者任せは絶対駄目です。こんな書面は手元にありますか？チェックしましょう。

建物概要・設備概要 仕様書 内部仕上げ表 敷地配置図 各階平面図 立面図 断面図

その他にもたくさんの書面があります。できる限りたくさんの図書をもらい、話し合いの結果が正しく反映されているか確認しましょう。

④お金の話は明確に！

どんぶり勘定の見積には要注意！「完成後に追加請求」、「大事な工事が別途費用に」等、深刻なトラブルに発展します。

材料等も詳細に書かれた見積書をもらいましょう。見積と設計図書を見比べて、疑問がないか確認しましょう。お金の問題でわからないことがないように。

⑤補助金等は大丈夫？

住宅再建に際しては、バリアフリー補助や県産材使用補助等、様々な補助金を受け取る計画があるはずですが。

契約前に、必ずそういった補助金がもらえるのかどうかの確認をしましょう。確認を業者をお願いして、業者から「確認済」と言われた場合も、念のため役所、役場に、再確認するとより良いでしょう。完成したけど補助金なしでは後で困ってしまいますよ。

⑥契約書もしっかりチェック！

以上の注意事項を確認した上で、問題なければ、いよいよ契約するわけですが、最後に気を抜いてはいけません。

契約書と契約書についている約款は内容をしっかり確認しましょう。話し合ったことは全て書かれているか、内容のわからない記載は無いのか、全て確認した上で、問題が無ければ契約書を交わしましょう。「約束したけど書いていない」はトラブルになる可能性が大きいです。

大切なのは事前の相談です。交渉段階の相談、契約書その他の書面のチェック、疑問点解消のアドバイス、どんなことでも結構です。契約前にご相談を！！

災害関連死、再申請を

災害弔慰金の申請について、災害関連死にあたらぬとして、申請を断られた方は、見直される可能性があります。

災害に起因して亡くなった（災害がなければその時期には死亡しなかったと思われる）場合（災害関連死）に、災害弔慰金は支給されます。

申請時は否定されましたが、後の裁判で関連死と認められた例もあります。

認定に疑問があった方、行政からの回答書に納得がいけない方、一度、弁護士の無料相談においで下さい。

岩手弁護士会作成

（平成27年 7月13日）